



金 沢 市 公 報

号外第9号の7

平成31年(2019年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●教育委員会規則		○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程 (") 4
○金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則 (教育総務課)	1	○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (") 4
○金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則 (")	3	○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (") 12
○金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する規則 (生涯学習課)	3	●病院事業管理規程
●公営企業管理規程		○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程 (市立病院事務局) 12
○金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	4	○金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程 (") 13

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(金沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会公印規則(昭和27年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表金沢市立玉川こども図書館長印の項を削る。

(金沢市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会事務決裁規則(昭和60年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、玉川こども図書館長」を削る。

(金沢市図書館規則の一部改正)

第3条 金沢市図書館規則(平成7年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項の表玉川こども図書館の項を削る。

第20条の表中

4	城北分館の管理及び運営に関する事項	を
5	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項	

4	児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項	に、
5	児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項	
6	児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項	
7	児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項	
8	城北分館の管理及び運営に関する事項	
9	自動車文庫及び貸出文庫の巡回に関する事項	

		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項	を
		3 平和町児童図書館の管理及び運営に関する事項 4 学校図書館の支援に関する事項	に、
		6 国連寄託図書館に関する事項	
玉川 こども 図書館	庶務係	1 玉川こども図書館の運営及び企画に関する事項 2 施設及び設備の維持管理に関する事項 3 他係に属しない事項	
	児童サービス係	1 児童の読書活動の活性化に関する施策の推進に関する事項 2 児童図書、絵本等の収集、整理、保存及び利用に関する事項 3 児童に対する読書の普及活動及び読書相談に関する事項 4 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びその奨励に関する事項 5 学校図書館の支援に関する事項 6 児童の読書活動に携わる団体等との連絡及び協力に関する事項 7 他の図書館との図書館資料の相互貸借に関する事項 8 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力に関する事項	を
		6 国連寄託図書館に関する事項	に

改める。

(金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

		施設整備係 学校事務係 学校給食係	を
	教育施設等整備室	学校事務係 学校給食係	に、
	家庭教育振興室 市民交流施設整備室		を
	家庭教育振興室		に、
	泉野図書館 玉川こども図書館		を
	泉野図書館		に

改める。

第5条の表中

施設整備係	4	学校の環境衛生管理に関する事項	を
	1	義務教育施設の建設に関する事項	
	2	義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
	4	学校の環境衛生管理に関する事項	に、
	2	学校給食の施設整備及び管理運営に関する事項	を
教育施設等整備室	2	学校給食の管理運営に関する事項	に
	1	義務教育施設の建設に関する事項	
	2	義務教育施設の設置、変更及び廃止に関する事項	
	3	学校給食の施設整備に関する事項	
	4	玉川こども図書館等の整備に関する事項	

改める。

第6条の表中

市民交流施設整備室	2	学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	を
	1	小学校跡地等における市民の生涯学習活動等に資する交流拠点施設の整備に関する事項	
	2	学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項	に、
泉野図書館			を
玉川こども図書館			
泉野図書館			に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市学校給食共同調理場設置条例施行規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表金沢市学校給食小立野共同調理場の項中「菊川町小学校」を「犀桜小学校」に、「湯涌小学校 東浅川小学校」を「湯涌小学校」に改め、同表金沢市学校給食中央共同調理場の項中「中央小学校芳齋分校 新堅町小学校」を「中央小学校芳齋分校」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例施行規則（平成28年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表中「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道法施行条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市水道法施行条例施行規程（平成25年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「よる」を「基づく」に改め、同条第3号中「又は水道環境」を削る。

第3条第1号中「及び4号」を「及び第4号」に改め、「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第2条第3号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により有給休暇を10日以上与える職員に対しては、そのうちの5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前項の規定により第1項の有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1甲表中

企業総務課	所属職員	を に
経営企画課	所属職員	
企業総務課	所属職員	

改める。

様式第19号第1葉中

受付番号																					
課名		年度	会計	課(区分)	未収金	その他															

を

受付番号																				
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他	に改め、同様式第2葉中														

受付番号																					
課名	業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他	を														

受付番号																					
課名	業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他	に改め、「あて先」を「宛先」に改														

める。

様式第19号の2第2葉中

通知書番号		第 号																		
		受付第 号																		
業務区分	年度	会計	課	未収	他	を														

通知書番号		第 号																		
		受付第 号																		
業務区分	年度	会計	課	未収	他	に改め、「あて先」を「宛先」に改める。														

様式第20号第2葉中

通知書番号		第 号																		
		受付第 号																		
業務区分	年度	会計	課	未収	他	を														

通知書番号		第 号			
受付 第 号					
業務区分	年度	会計	課	未収	他

に改め、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第21号第1葉中

通知書 番号											
修理年月日	年 月 日										
(修理場所)	町										
	(字) (番地)										
	丁目 番 号										
(氏名)											
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他						

を

通知書番号					
修理年月日		年 月 日			
(修理場所)					
(氏名)					
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に、

<input type="checkbox"/> ホースコック等取替	<input type="checkbox"/> 撤去工事			
<input type="checkbox"/> 強化ホース等取替	<input type="checkbox"/> 手直し出張料			
<input type="checkbox"/> 屋内管修繕工事	<input type="checkbox"/>			
口座振替承認書				
指定 口座	銀行名	支店名	口座番号	承認 印

を

<input type="checkbox"/> ホースガス栓等取替	<input type="checkbox"/> 撤去工事
<input type="checkbox"/> 強化ホース等取替	<input type="checkbox"/> 手直し出張料
<input type="checkbox"/> 屋内管修繕工事	<input type="checkbox"/> 更生修理工事
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に改め、

同様式第2葉中

通知書 番号											
修理年月日	年 月 日										
(修理場所)	町										
	(字) (番地)										
	丁目 番 号										
(氏名)											
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他						

を

通知書番号					
修理年月日		年 月 日			
(修理場所)					
(氏名)					
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に、

「 _____ 様」を「 _____ 納」に、

<input type="checkbox"/> ホースコック等取替	<input type="checkbox"/> 撤去工事
<input type="checkbox"/> 強化ホース等取替	<input type="checkbox"/> 手直し出張料
<input type="checkbox"/> 屋内管修繕工事	<input type="checkbox"/>

「あて先」を「宛先」に、

口座振替承認書

を

指定	銀行名	支店名	口座番号	承認印
口座				

<input type="checkbox"/> ホースガス栓等取替	<input type="checkbox"/> 撤去工事
<input type="checkbox"/> 強化ホース等取替	<input type="checkbox"/> 手直し出張料
<input type="checkbox"/> 屋内管修繕工事	<input type="checkbox"/> 更生修理工事
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

に改める。

様式第21号の2第1葉中

通知書 番号							
修理年月日		年 月 日					
(修理場所)		町					
		(字)		(番地)			
		丁目		番		号	
(氏名)							
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他		

を

通知書番号					
修理年月日		年 月 日			
(修理場所)					
(氏名)					
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に改め、

口座振替承認書

指定 口座	銀行名	支店名	口座番号	承認 印	
----------	-----	-----	------	---------	--

を削り、同様式第2葉中

通知書 番号									
修理年月日		年 月 日							
(修理場所)		町							
		(字)		(番地)					
(氏名)		丁目		番		号			
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他				

を

通知書番号									
修理年月日	年 月 日								
(修理場所)									
(氏名)									
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他				

に、「あて先」を「宛先」に改め、

口座振替承認書

指定 口座	銀行名	支店名	口座番号	承認 印	
----------	-----	-----	------	---------	--

を削る。

様式第22号第1葉中

通知書 番号									
修理年月日		年 月 日							
(修理場所)		町							
		(字)		(番地)					
(氏名)		丁目		番		号			
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他				

を

通知書番号					
修理年月日		年 月 日			
(修理場所)					
(氏名)					
課名	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に改め、同様式第2葉中

通知書 番号					
修理年月日	年 月 日				
(修理場所) 町					
丁目		(字)	(番地)		
		番	号		
(氏名)					
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

を

通知書番号					
修理年月日		年 月 日			
(修理場所)					
(氏名)					
業務区分	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第22号の2第2葉中

通知書番号					
		第	号		
会計()					
種別					
業務区分	年度	会計	課	未収	他

を

通 知 書 番 号		第 号			
会 計 ()					
種 別					
業 務 区 分	年 度	会 計	課	未 収	他

に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第23号その3第1葉中

業務区分	年度分	帳票	財務区分

を

業務区分	年度分	帳票	財務区分

に改め、同その3第2葉中

業務区分	年度分	帳票	財務区分

を

業務区分	年度分	帳票	財務区分

に、

「あて先」を「宛先」に改める。

様式第24号その1第1葉中

ガ ス 事業会計	年 度	会 計	課(区分)	未 収 金	そ の 他
	⋮		⋮		⋮

を

ガ ス 事業会計	年 度	会 計	課(区分)	未 収 金	そ の 他

に、

消 費 税 等 相 当 額					
合 計 金 額					

を

合 計 金 額					

に改め、同その1第2葉中

業務区分	年 度	会 計	課(区分)	未 収 金	そ の 他
⋮	⋮		⋮		⋮

を

業務区分	年 度	会 計	課(区分)	未 収 金	そ の 他

に、

消 費 税 等 相 当 額					
合 計 金 額					

を

合 計		金 額		

に改め、同その1第3葉中

ガ ス 事業会計	年度	会計	課(区分)	未収金	その他
	⋮		⋮		⋮

を

ガ ス 事業会計	年度	会計	課(区分)	未収金	その他

に、

消 費 税 等 相 当 額				
合 計		金 額		

を

合 計		金 額		

に改め、同様式その2を削り、同様式その3

を同様式その2とし、同様式その4を同様式その3とし、同様式その5及びその6を削り、同様式その7中

業務区分	年度分	帳票	財務区分

を

業務区分	年度分	帳票	財務区分

に、改

め、同その7を同様式その4とし、同様式その8を同様式その5とし、同様式その9中

業務区分	年度分	帳票	財務区分

を

業務区分	年度分	帳票	財務区分

に、改

め、同その9を同様式その6とする。

様式第24号の2その1第1葉中 * 事業会計	*年度	*会計	*課	*未収金	*その他

を

* 事業会計	*年度	*会計	*課	*未収金	*その他

に改め、同その1第2葉中

*業務区分	*年度	*会計	*課	*未収金	*その他

を

*業務区分	*年度	*会計	*課	*未収金	*その他

に改める。

様式第41号第2葉中

通知書番号		第 号			
会計 ()					
指定納期限		年 月 日			
業務区分	年度	会計	課	未収	他
.....

を

通知書番号		第 号			
会計 ()					
指定納期限		年 月 日			
業務区分	年度	会計	課	未収	他
.....

に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第4号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「八幡町」を「八幡町 観音町1丁目 観音町2丁目」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「子来町」を「子来町 観音町1丁目 観音町2丁目」に改める。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第2号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第34条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定により有給休暇を10日以上与える職員に対しては、そのうちの5日について、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前項の規定により第1項の有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

●金沢市病院事業管理規程第3号

金沢市立病院会計規程の一部を改正する規程

金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

様式第20号第1葉及び様式第21号第1葉中

年度	月分	整 理 番 号				
会計	款	項	目	節	細節	収入区分
課(所)名 コード						

を

年度	月分	整 理 番 号				
会計	款	項	目	節	細節	収入区分
課(所)名 コード						

に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成31年(2019年)3月29日 印刷
平成31年(2019年)3月29日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄